

香美町農業委員会総会(第11回)議事録

1 開催日時 令和6年1月25日(木) 9:30~11:00

2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室

3 出席農業委員(11人)

会長	1番	古川	功兒
会長職務代理者	2番	吉川	正人
委員	5番	山本	薫
	6番	橋本	幸長
	7番	前田	精一
	8番	米田	和弘
	9番	田中	一馬
	10番	北村	宏明
	11番	文堂	福一
	12番	田中	憲二
	14番	井上	竹雄

4 欠席農業委員(3人)

委員	3番	白岩	寧
	4番	小谷	直美
	13番	岡田	久志

5 出席農地利用最適化推進委員(6人)

1番	吉田	栄雄
2番	高田	勝
3番	青山	政行
4番	福田	好美
5番	小林	隆夫
6番	岡	昭三

6 欠席農地利用最適化推進委員(4人)

代表	7番	田野	豊博
	8番	東垣	泰彦
	9番	毛戸	誠
副代表	10番	本上	純也

7 議事日程

第1 会期の決定 1月25日 1日間

第2 議事録署名委員の指名

第3 報 告 (1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(2)合意解約通知について

第4 議案第35号 非農地証明願承認について

第5 議案第36号 農用地利用集積計画の決定について

8 農業委員会事務局職員

事務局長	福島 功
事務局次長	榎 秀俊
書記	中村 達也

9 会議の概要

議 長 日程第1 会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。

議 長 日程第2 議事録署名委員の指名をします。

本日の議事録署名委員は9番「田中一馬委員」と10番「北村宏明委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長	異議なしの声がありますので、9番「田中一馬委員」と10番「北村宏明委員」よろしくをお願いします。
議 長	日程第3 報告に入ります。 報告事項1番として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を2件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。
事務局	①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得した事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に報告事項2番として、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書を1件受け付けておりますので、事務局に朗読をさせます。
事務局	①通知者、②土地の表示等、③合意解約日の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	日程第4 議案第35号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから10ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第35号 番号1番の非農地証明願について、1月22日に現地調査委員であります「米田和弘委員」と担当委員であります「小谷直美委員」が現地調査をしていますので、「米田和弘委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
8番	現地調査の報告をいたします。場所は県道を村岡方面に向かい矢田川温泉から100mくらい行ったところにあります。現場は付近見取図、字限図に示してあるとおりの場所となります。申請地は現況写真のとおり、昭和50年代から住宅敷地となっていました。現在は取り壊され雑種地となっています。申請地は、昭和50年代のほ場整備の残りの田んぼの地目のままとなっていたそうです。この度、地目変更を行うにあたっての非農地申請となっています。皆さま審議をお願いします。
議 長	「米田和弘委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第35号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	次に議案第35号 番号2番の非農地証明願について、1月22日に現地調査委員であります「山本 薫委員」と「田中一馬委員」が現地調査をしていますので、「山本 薫委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
5番	はい。付近見取図をご覧ください。申請地は、道の駅ハチ北よりハチ北方面に約3kmほど走っていただきましたら口大谷という地区があります。その村中から100mほど行ったところの町道を150mほど行ったところの右手の下に申請場所があります。申請理由は、申請人は不在地主で、申請人のお父さん、お母さんがちょっと畑として使っていましたが、お父さんが亡くなってからは畑として使っていないのでこの度の申請となりました。申請地はもともと住宅が明治時代は建っていました。議員に出られていたような立派なお家だったそうで、その関係でガラが多く畑として使えないような土地でした。今回、このような状況なので地目を変更しようとしての申請です。現況は現況写真を見ていただくともわかると思います。が、周りはススキが生えて畑には戻せないような原野状態です。ご審議の方をよろしくをお願いします。
議長	「山本 薫委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありますか。
	(質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第35号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	日程第5 議案第36号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案の朗読をする。
議長	事務局の議案の朗読が終わりました。次に農用地利用集積計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。
農林担当	「香美町農用地利用集積計画一覧表」に基づき説明する。
議長	担当からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。
	(質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第36号は原案のとおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第36号は原案のとおり決定しました。

議 長 以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟